

第2章

第1期計画の検証・課題

第1期計画では、5つの基本目標と16の基本施策に基づき、計画を推進してきました。庁内関係各課の取り組みや市民アンケート調査などを踏まえ、第1期計画の検証を行い、本計画に向けた課題を整理しました。

1 ふれあい・支えあいのコミュニティづくり

地域のつながりや地域福祉は、豊かな人権感覚、“おたがい様”と“おかげ様”の意識などを備えた地域住民が、お互いにふれあい・交流するところから始まります。そのため、人権教育、福祉教育などを充実し、支えあいの心を育てていくとともに、住民交流の場や機会を確保するなど、ふれあいの場づくりを進め、ふれあい・支えあいのコミュニティづくりに取り組んできました。

【第2期地域福祉計画に向けた現状・評価・課題】

A-1 ふれあい・支えあいの心づくり

- ・本市では、「富田林市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、さまざまな人権にかかわる施策に取り組んでいますが、学校教育における人権教育、福祉教育の推進が必要です。
- ・公民館主催事業における手話入門講座などの応募が少なく、市民の福祉意識の啓発が必要です。
- ・生涯学習活動を通して、市民の地域への愛着を高める必要があります。
- ・子育ての孤立化を防止するとともに、子育て支援の充実や子どもたちの健全育成の取り組みを充実する必要があります。

A-2 ふれあい・支えあいの場づくり

- ・地域の活動拠点の確保が必要です。
- ・誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりが必要です。
- ・校区・地区福祉委員会活動の充実が必要です。

A-3 ふれあい・支えあいの担い手づくり

- ・ボランティア活動のきっかけづくりとしての機会を提供していく必要があります。
- ・団塊世代を中心にボランティア活動の参加促進を図るための機会づくりが必要です。
- ・子育てサークルなど、地域での自主的な活動の支援を充実する必要があります。
- ・市民公益活動支援センターやファミリー・サポート・センターなど、支援をしたい人と受けたい人とのコーディネート機能を充実する必要があります。

2 地域住民による安全・安心のまちづくり

平成7年1月の阪神・淡路大震災をはじめ、新潟県中越地震など大災害が起きていることや、子ども・女性・高齢者などが被害にあう犯罪が多く報道される中で、地域住民による活動を中心にした、防災・防犯・交通安全対策などの取り組みを進めてきました。

【第2期地域福祉計画に向けた現状・評価・課題】

B-1 地域住民による災害時・緊急時などへの対応の充実

- ・災害ボランティア活動が円滑に行うことのできる体制づくりが必要です。
- ・地域住民の防災意識を高めるとともに、日ごろからの自主防災活動を推進する必要があります。
- ・平成23年に策定した災害者要援護者支援プランに基づき、災害時要援護者支援の取り組みを進めています。
- ・災害時要援護者制度に対する理解を広め、災害時に援助が必要な人の台帳登録を促進する必要があります。
- ・災害時要援護者に対する支援体制づくりの推進が必要です。
- ・二次避難体制を含めて、避難所における要援護者に対する支援体制を充実する必要があります。

B-2 地域住民による犯罪・交通事故などへの対応の充実

- ・地域の防犯力の向上に関しては、現状の取り組みを今後も継続して推進していくことが必要です。
- ・ひとり暮らし高齢者の見守りや支援が必要です。
- ・高齢者を犯罪から守るしくみづくりが重要です。
- ・消費問題に対して、くらしのナビゲーター派遣事業を行っていますが、事業の周知が必要です。

3 地域社会での自立生活を支える環境づくり

地域住民の誰もが、自分の意思で、さまざまな活動に参加できる（自立した生活を送ることができる）地域社会をつくるため、ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくりを推進し、生活環境の整備・改善、外出活動などへの支援に取り組んできました。

【第2期地域福祉計画に向けた現状・評価・課題】

C-1 ユニバーサルデザインなどによる福祉のまちづくり

- ・今後も、富田林市交通等バリアフリー基本構想に基づき、バリアフリー化を推進していく必要があります。
- ・居住空間のバリアフリー化や高齢者等に配慮した住宅の供給が必要です。
- ・視覚や聴覚に障がいのある人や外国人市民など情報入手が困難な人に対する情報提供を一層充実する必要があります。
- ・福祉サービスなどの対象とならない人に対する移動支援のしくみづくりが必要です。

C-2 就職困難者等の雇用・就労の支援

- ・ひとり親家庭等の就労困難者への支援を充実する必要があります。
- ・全国的に低所得者の増加が問題となっており、離職者対策の充実が急務となっています。
- ・障がい者の経済的な自立は重要な問題です。各々の障がい、特性に応じた就労支援を充実する必要があります。

4 支援が必要な人に支援が行き届く関係づくり

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるにあたっては、生活課題を抱えているすべての地域住民が、自助・互助・共助・公助による支援に確実につながっていく必要があります。

そのため、福祉サービスなどに関する情報を、支援を必要としている人をはじめすべての市民に確実に届けることができるよう、人的コミュニケーションを含む多様な媒体などを活用しながら、効果的・重点的な情報提供に取り組んできました。また、地域住民が抱える生活課題を、深刻な事態になる前に発見し、自助・互助・共助・公助による支援につなげていくため、相談機能の充実を図ってきました。

【第2期地域福祉計画に向けた現状・評価・課題】

D-1 福祉サービスなどに関する情報収集・提供体制の充実

- ・社会福祉協議会やCSWの活動の周知を図り、こうした社会資源を活用し、きめ細かな情報提供を充実する必要があります。
- ・視覚や聴覚に障がいのある人に対して、さまざまな情報媒体や手段を活用し、必要な人に確実に情報が提供されるしくみづくりが必要です。
- ・外国人市民に対して福祉サービスをはじめ必要な情報が提供されるしくみづくりが必要です。
- ・地域福祉活動団体の情報を収集し、発信していくためのしくみが必要です。
- ・アンケート調査では、福祉サービスの情報が入手できていない人は半数を超えており、さまざまな媒体を活用したきめ細かな情報提供の充実が必要です。

D-2 相談機能の充実

- 気軽に相談できる体制として、CSWの配置や匿名での相談体制等を実施していますが、悩んでいる人が相談しやすいよう、窓口の周知が必要です。
- 人権相談や生活相談など、市民の生活に密着した相談窓口の周知が必要です。また、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、児童虐待相談等の各種分野別相談機能の充実とその周知が必要です。

5 地域福祉活動団体等を支える体制づくり

多様化・複雑化する生活課題に適切に対応していくために、地域福祉活動を展開している各主体が、お互いの自主的な活動を尊重しつつ、必要に応じて協働・連携していく必要があります。そのため、これらの主体が交流できる機会を設けるとともに、具体的な生活課題に対して協働・連携して対応できるよう、ネットワークづくりや各種支援に努めてきました。

【第2期地域福祉計画に向けた現状・評価・課題】

E-1 地域福祉活動団体等のネットワークづくり

- CSWについて欠員校区を含めた市域全体での配置の再編が必要です。
- CSWや町会、民生委員・児童委員、校区・地区福祉委員会、NPOなど地域で活動する人たちのネットワークを構築し、各々の活動の充実につなげていく必要があります。

E-2 地域福祉活動団体等に対する支援の充実

- 地域福祉活動団体等の活動拠点の確保が求められています。

6 安心してサービスを利用できる仕組みづくり

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画」、「次世代育成支援行動計画」など各計画を計画的に推進し、福祉サービスが確実に提供されるよう取り組んでいくとともに、苦情相談体制・評価体制の充実、利用者の権利擁護など、利用者福祉サービス提供機関との対等性の確保にも取り組むことで、安心してサービスを利用できるしくみづくりを進めてきました。

【第2期地域福祉計画に向けた現状・評価・課題】

F-1 関係諸計画における施策・事業の計画的な推進

- ・地域福祉計画は、さまざまな福祉施策のマスタープランとしての性格を持つものであり、目指す姿を共有し関係諸計画との整合性を図るとともに、施策の連携を図り、より効果的な施策展開につなげていく必要があります。

F-2 利用者と福祉サービス提供機関との対等性の確保

- ・苦情相談に対して、利用者の立場に立った対応が求められ、相談内容を円滑にサービスの質の向上につなげていくしくみづくりの促進が必要です。
- ・日常生活自立支援事業と成年後見制度について、一体的な相談窓口が必要です。

7 計画の実現に向けて

本計画で設定した基本理念の実現に向けて、本計画の内容を広く市民や地域福祉活動団体等に知ってもらい、理解してもらうよう努めていくとともに、地域福祉推進の中核機関である富田林市社会福祉協議会との連携に努めてきました。

【第2期地域福祉計画に向けた現状・評価・課題】

G-1 計画の公表と活用

- ・広報とんだばやし、市のウェブサイトなどを活用して広報を行ってきたものの、引き続き、地域福祉計画の考え方について啓発することが必要です。
- ・計画の推進に向け、行政や社会福祉協議会だけでなく、その他の専門職やNPO、地域福祉活動団体等が、協働・連携していく必要があります。

G-2 計画の推進・評価体制の整備と定期的な見直し

- ・本計画における施策・事業は、庁内のさまざまな部署に関わっているため、組織横断的な計画の推進及び評価体制が必要であったがその整備が十分に行えなかったため、今後さらに取り組みを進める必要があります。

G-3 富田林市社会福祉協議会との連携

- ・今後も引き続き、富田林市社会福祉協議会に対し、組織運営、事業展開などにおいて必要な支援を行うとともに、より一層の交流・連携を進めることが必要です。